2019年10月21日(月) 全国商工新聞(週刊){付録} 昭和26年11月17日(第3種郵便物認可) 第3382号

民商だより

須崎民主商工会
〒785-0034 須崎市大間本町11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp

須崎民商第43回
同共済会第9回
総会同時開催

潰される消費税5%に戻そう

10月14日(月)須崎市多ノ郷公民館において、須崎民商・同共済会の定期総会を同時開催(来賓含む11名出席)、2018年度の運動のまとめ、2019年度運動方針の採択、役員を選出しました。来賓の東谷県連会長から連帯の挨拶を頂きました。日本共産党衆議院四国ブロック対策委員長及び森田収三須崎市会議員(日本共産党・農民組合)からのメッセージがあり紹介されました。

総会あいさつ
会長 岩井優之介

会員並びに来賓の皆さん、こんにちは。須崎民商会長の岩井です。本日はお忙しい中、須崎民商第43回定期総会にご出席下さいましてありがとうございます。

今日の須崎民商総会は大変重要です。なぜなら西森事務局長の退任が明確になっているからです。西森事務局長に代わる後継者はすぐに見つかるものではありません。このことは方針の提起の中で触れられると思います。

そのため、今日の総会で会費の値上げも提案されます。来年の臨時総会で決める予定です。

(会費は、1998年10月以降21年現行額です)

それまでかんかんがくがくの議論が必要です。民商のとこはこれまで役員任せになりがちでしたが、この議論は一人ひとりが意見を出すことが大切です。なぜ値上げが必要か。値上げをすれば民商をやめる会員も出てくるんじゃないかという意見もお持ちでしょう。そういう意見を出し合い、じっくり決めていくことが組織を維持し前進させる為、大事なことです。

会員の皆さん10月1日から消費税が10%に引き上げられました。内閣官房副長官を務めた京都大学大学院の藤井聡教授は消費税増税10%は「日本の経済を壊す」絶対反対であると9月末のテレビのニュース番組でおっしゃっていました。

皆さん消費税が導入されて31年の歴史で明らかになってことが3つあります。

一つは消費税は「社会保障のため」でも「財政危機打開のため」でもなく、大企業と富裕層の減税に使われています。

この31年間の消費税収は397兆円ですがほぼ同時期の法人3税の税収は298兆円減り所得税・住民税の税収も375兆円減りました。こうなった原因は、何よりも、大企業と富裕層への減税・優遇税制が税収を大きく減らしたことにあります。

弱者から吸い上げ大企業や富裕層を潤す―これこそが消費税の正体であることがすっかり明らかとなりました。

二つ目は、費税は所得の少ない人ほど重くのしかかる逆進性は、消費税の宿命的な害悪です。今弱者にプレミアム商品券を購入させているのもそのためです。しかしどんな小手先細工によってもそれを是正することはできません。「生活費非課税」の原則に真っ向から反し、生存権を脅かす悪税が消費税です。

三つめは日本経済は、消費税増税が繰り返された90年代以降、低迷を続け「成長しない国」になってしまっています。1997年から2017年の間に世界の主要国のGDP(国内総生産)は、アメリカ―227%、イギリス―170%、フランス―178%、ドイツ―166%などという伸びですが日本は102%と20年間かけてほとんど成長しない、長期低迷に陥っています。

全商連は消費税を5%に減税し、長期にわたる経済低迷を打開しようと呼びかけます。

2014年に安倍政権が強行した8%への大増税の結果、家計消費は回復するどころか増税前に比べて年20万円以上も落ち込むという深刻な消費不況に陥っています。働く人の実質賃金も15万円以上も落ち込んでいます。8%への大増税が重大な経済失政であったことは明らかです。10%への大増税は失政に失政を重ねる言語道断の暴挙です。こうした経緯に照らしても、消費税を5%に減税することは経済・景気・暮らしを回復するうえで当然の緊急要求ではないでしょうか。私たち全商連は消費税減税に向けた野党の協議と共闘を呼びかけます。また軽減税率を確実に政府が導入しようとしているインボイス制度は中小業者やフリーランス、農業者、漁業者などに大打撃となります。増税の賛否をこえて、インボイス反対の共同を呼びかけるものです。会員の皆さん、インボイス・消費税について大いに学習し、共同するための知識を身につけるために頑張りましょう。須崎民商も今後インボイス・消費税の学習活動を強化していく方針です。以上で総会にあたってのご挨拶といたします。ともに頑張りましょう。

注:①運動方針・会費問題等は、次週号で報告します。
②西森事務局長の後任が決まっていませんので、当面、嘱託で事務局員として勤務いたします。

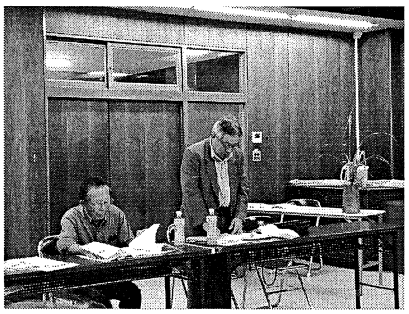

今週号3面を見てください!

どうなる複数税率インボイスの実務⑥

税理士 佐伯和雅さん

ご注意を

最低賃金が変更になっています。
・10月5日から
・790円(時間額)

消費税5%に減税
安倍9条改憲NO!署名を

街宣

＊19日行動
11月19日(火)
午後5時~6時
新国道 ファミリーマート前